

議案第 26 号

山陽小野田市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市文化会館条例の一部を改正する条例  
別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

文化会館使用料

区分		基本使用料の額					
		午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日
		9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	18 時から 22 時まで	9 時から 17 時まで	13 時から 22 時まで	9 時から 22 時まで
大 ホ ー ル	平日	12,810円	23,480円	29,890円	33,090円	49,120円	56,590円
	土曜日 日曜日 休日	16,010円	28,830円	35,230円	42,710円	60,870円	70,470円
ロビー		4,370円	7,890円	10,140円	11,200円	16,650円	19,320円
小ホール		3,630円	6,510円	8,430円	9,280円	13,880円	16,010円
和室		950円	1,700円	2,230円	2,450円	3,630円	4,260円
茶室		840円	1,480円	1,910円	2,130円	3,200円	3,830円
楽屋 1		520円	950円	1,270円	1,380円	2,020円	2,340円
楽屋 2		1,060円	1,910円	2,450円	2,770円	4,040円	4,690円
楽屋 3		1,060円	1,910円	2,450円	2,770円	4,040円	4,690円
楽屋 4		410円	740円	950円	1,060円	1,590円	1,810円

楽屋 5	630円	1,160円	1,480円	1,590円	2,450円	2,770円
シャワー室	310円	310円	310円	520円	520円	740円
区分	基本使用料の額（1時間当たり）					
研修室	610円					
スタジオ	170円					
備考						
<p>1 研修室又はスタジオを使用する場合における使用時間に1時間未満の端数が生じた場合、1時間未満は、1時間とみなす。</p> <p>2 使用者が入場料若しくはこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は営利(営業、宣伝等を含む。以下同じ。)の目的で使用する場合には、当該使用区分に係る基本使用料の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。</p> <p>(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が、1,000円未満のとき 50パーセント</p> <p>(2) 入場料等の最高額が1,000円以上2,000円未満のとき 80パーセント</p> <p>(3) 入場料等の最高額が2,000円以上3,000円未満のとき 100パーセント</p> <p>(4) 入場料等の最高額が3,000円以上のとき 120パーセント</p> <p>(5) 入場料等を徴収しないが営利を目的とするとき 150パーセント</p> <p>3 山陽小野田市に住所を有する者以外の者が使用する場合は、当該使用区分に係る使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。</p> <p>4 使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間につき当該使用区分に係る基本使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。この場合、1時間未満は、1時間とみなす。ただし、研修室又はスタジオを使用する場合を除く。</p> <p>5 大ホールの舞台のみを練習の目的で使用する場合は、当該使用区分に係る基本使用料を半額とする。</p> <p>6 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。</p>						

別表第2（第5条関係）

附属備品及び備品使用料

区分	品名	回数	単位	使用料	備考

舞 台 関 係 設 備 及 び 備 品	所作台	1	枚	310円	
	平台	1	枚	200円	
	足類	1	枚	50円	
	人形立	1	枚	50円	
	松羽目	1	式	1,590円	
	金屏風 <sup>びょう</sup>	1	双	1,590円	
	指揮者台	1	台	200円	
	国旗・県旗・市旗	1	枚	110円	
	ひな壇用ケコミ	1	式	110円	
	演台	1	式	520円	花台共
	司会者台	1	台	200円	
	指揮者用譜面台	1	台	50円	
	演奏者用譜面台	1	台	50円	
	上敷・ござ	1	枚	150円	
	ダンスマット（リノリウム）	1	式	1,100円	
	プレイマット	1	式	1,100円	
	めくり台	1	台	110円	
	高座用座布団	1	枚	200円	
	姿見	1	台	200円	
	雪簞装置 <sup>かご</sup>	1	式	200円	紙吹雪は別途
緋毛氈 <sup>ひせん</sup>	1	枚	200円		
振り落とし竹	1	式	200円		
バトン	1	本	50円		
音響反射板	1	式	5,330円		
補助椅子	1	脚	30円		
音響 関	音響設備	1	式	3,200円	プロセミアム及び カラムスピーカ ー、マイク3本含 む。

係 設 備 及 び 備 品	レコードプレイヤー	1	台	840円	
	テープレコーダー	1	台	1,270円	
	DVD・CDプレイヤー	1	台	840円	
	MD・カセットデッキ	1	台	840円	
	DAT	1	台	1,060円	
	ステージフロントスピー カー	1	台	1,060円	
	ステージモニタースピー カー	1	台	1,060円	
	電動3点吊りマイク	1	式	1,060円	マイク共
	ワイヤレスマイク	1	本	830円	受信機含む。
	マイクロホン	1	本	520円	
	スタンド（マイク用）	1	本	110円	
	フレキシブルアダプター	1	本	150円	
	簡易調整卓	1	式	2,130円	カセットデッキ 付、スピーカー含 む。
	小型音響卓	1	式	2,130円	CDデッキ付、ス ピーカー含む。
舞 台 照 明 関 係 設 備 及 び 備 品	フットライト	1	列	520円	
	ローアーホリゾン トライト	1	列	1,590円	
	アッパーホリゾン トライト	1	列	2,660円	
	プロセニウムサス	1	列	2,130円	
	ボーダーライト	1	列	840円	
	第1・第2サスペン ション	1	列	2,130円	12回路
	第3サスペンション	1	列	2,130円	8回路
	サイドフロントライ ト	1	式	1,590円	
	シーリングスポット ライト	1	式	2,130円	
ピンスポットライ ト	1	台	1,590円		
スポットライト	1	台	200円	500W	

	スポットライト	1	台	310円	1KW
	リクリ	1	台	250円	750W
	小型調光卓	1	台	300円	24ch、スプリッター付
	調光ユニット	1	台	1,670円	2KW、12ch
	スポットライトセットA	1	式	1,350円	リクリ2台、PARライト4台、小型調光卓
	スポットライトセットB	1	式	2,400円	スポットライトセットA及び調光ユニット
	花道フットライト	1	式	310円	
	フットライト(8灯)	1	台	520円	
	フットライト(4灯)	1	台	310円	
	ミラーボール	1	台	840円	
	スモークマシン	1	台	2,130円	オイル別
	スタンド、ハンガー類	1	本	50円	
A セ ッ ト	エフェクトマシン	1	式	1,060円	
	ディスクマシン				
	スパイラルマシン				
	リップマシン				
	先玉レンズ				
	種板				
B セ ッ ト	ボーダーライト	1	式	3,200円	
	フロントサイドスポットライト				
C セ ッ ト	ボーダーライト	1	式	5,330円	
	フロントサイドスポットライト				
	シーリングスポットライト				

D セ ッ ト	ボーダーライト	1	式	14,940円	
	サスペンションライ ト				
	フロントサイドスポ ットライト				
	シーリングスポット ライト				
	アッパーホリゾン トライト				
	ロアーホリゾン トライト				
E セ ッ ト	ボーダーライト	1	式	21,350円	
	サスペンションライ ト				
	フロントサイドスポ ットライト				
	シーリングスポット ライト				
	アッパーホリゾン トライト				
	ロアーホリゾン トライト				
	ステージスポットラ イト				
そ の 他 の 関 係 設 備 及 び 備	ピアノ (スタインウェイ・ D274)	1	台	8,530円	調律料は別
	ピアノ (ヤマハ・C-5E)	1	台	2,660円	調律料は別
	プロジェクター	1	台	1,100円	
	映写機 16m/m	1	台	2,130円	クセノン1KWス クリーン別
	映写スクリーン	1	枚	1,060円	
	スライド	1	台	2,130円	550Wスクリー ン含む。
	OHP	1	台	2,130円	575Wスクリー ン含む。
	スクリーン付ホワイトボ ード	1	台	110円	
展示パネル	1	台	110円		

品	長机	1	台	50円	研修室に備付けの長机は研修室の基本使用料に含む。	
	椅子	1	脚	30円	研修室に備付けの椅子は研修室の基本使用料に含む。	
	A セ ッ ト	ボーカルアンプ	1	式	1,590円	
		ギターアンプ				
		キーボードスタンド				
		ドラム				
	レクチュアアンプ	1	式	1,060円	マイク3本含む。	
仮設舞台	1	台	310円			
持 込 器 具 類	音響持込器具	1	1KW につき	110円		
	照明持込器具	1	1KW につき	110円		
	その他持込器具	1	1KW につき	110円		

備考

- 1 附属設備及び備品使用料は、9時から12時まで(午前)、13時から17時まで(午後)、18時から22時まで(夜間)のそれぞれの時間帯における使用ごとに1回として算定する。ただし、研修室又はスタジオにおいて附属設備及び備品を使用する場合を除く。
- 2 研修室又はスタジオにおいて附属設備及び備品を使用する場合の使用料については、1日につき連続する4時間以内の使用を1回とする。使用時間が連続して4時間を超える場合は、当該超える時間4時間までごとの使用をそれぞれ1回の使用とみなす。ただし、1日につき3回を上限とする。
- 3 この表の使用料には、特別に必要な人件費等は含まない。
- 4 この表に掲げる備品は、本会館内での使用に限る。

別表第3 (第5条関係)

冷暖房使用料 (1時間当たり)

区分	冷房使用料	暖房使用料
大ホール	3,260円	2,600円
ロビー	1,290円	1,040円

小ホール	810円	640円
研修室	270円	160円
和室	160円	110円
茶室	160円	110円
スタジオ	160円	110円
楽屋1	160円	110円
楽屋2	160円	110円
楽屋3	160円	110円
楽屋4	160円	110円
楽屋5	160円	110円
備考 大ホール及び楽屋1から楽屋5までのいずれか又は小ホール及び楽屋1を同時に使用する場合は、楽屋の冷暖房使用料は徴収しない。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可したものから適用し、同日前に使用許可したものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市文化会館条例新旧対照表

改正後							改正前								
別表第1（第5条関係） 文化会館使用料							別表第1（第5条関係） 文化会館使用料								
							（単位：円）								
区分	基本使用料の額						区分	基本使用料の額							
	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日		午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日		
	9時から	13時から	18時から	9時から	13時から	9時から		9時から	13時から	18時から	9時から	13時から	9時から		
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで		12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで		
大ホール	平日	12,810円	23,480円	29,890円	33,090円	49,120円	56,590円	大ホール	平日	12,580	23,060	29,350	32,500	48,230	55,570
大ホール	土曜日	16,010円	28,830円	35,230円	42,710円	60,870円	70,470円	大ホール	土曜日	15,720	28,310	34,600	41,940	59,760	69,200
大ホール	日曜日							大ホール	日曜日						
大ホール	休日							大ホール	休日						
ロビー		4,370円	7,890円	10,140円	11,200円	16,650円	19,320円	ロビー		4,290	7,750	9,960	11,000	16,350	18,970
小ホール		3,630円	6,510円	8,430円	9,280円	13,880円	16,010円	小ホール		3,560	6,390	8,280	9,120	13,630	15,720
和室		950円	1,700円	2,230円	2,450円	3,630円	4,260円	研修室		1,360	2,410	3,140	3,460	5,130	5,970
茶室		840円	1,480円	1,910円	2,130円	3,200円	3,830円	和室		940	1,670	2,200	2,410	3,560	4,190
楽屋1		520円	950円	1,270円	1,380円	2,020円	2,340円	茶室		830	1,460	1,880	2,090	3,140	3,770
楽屋2		1,060円	1,910円	2,450円	2,770円	4,040円	4,690円	スタジオ		410	730	940	1,040	1,570	1,880
楽屋3		1,060円	1,910円	2,450円	2,770円	4,040円	4,690円	楽屋1		520	940	1,250	1,360	1,990	2,300

楽屋4	410円	740円	950円	1,060円	1,590円	1,810円
楽屋5	630円	1,160円	1,480円	1,590円	2,450円	2,770円
シャワー室	310円	310円	310円	520円	520円	740円
区分	基本使用料の額（1時間当たり）					
研修室	610円					
スタジオ	170円					
備考						
<p>1 研修室又はスタジオを使用する場合における、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合、1時間未満は、1時間とみなす。</p> <p>2 使用者が入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利（営業、宣伝等を含む。以下同じ。）の目的で使用する場合には、当該使用区分に係る基本使用料の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。</p> <p>(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が、1,000円未満のとき <u>50パーセント</u></p> <p>(2) 入場料等の最高額が1,000円以上2,000円未満のとき <u>80パーセント</u></p> <p>(3) 入場料等の最高額が2,000円以上3,000円未満のとき <u>100パーセント</u></p> <p>(4) 入場料等の最高額が3,000円以上のとき <u>120パーセント</u></p>						

楽屋2	1,040	1,880	2,410	2,720	3,980	4,610
楽屋3	1,040	1,880	2,410	2,720	3,980	4,610
楽屋4	410	730	940	1,040	1,570	1,780
楽屋5	620	1,150	1,460	1,570	2,410	2,720
シャワー室	310	310	310	520	520	730
備考						
<p>1 使用者が入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利（営業、宣伝等を含む。以下同じ。）の目的で使用する場合には、当該使用区分に係る基本使用料の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。</p> <p>(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が、1,000円未満のとき <u>50パーセント</u></p> <p>(2) 入場料等の最高額が1,000円以上2,000円未満のとき <u>80パーセント</u></p> <p>(3) 入場料等の最高額が2,000円以上3,000円未満のとき <u>100パーセント</u></p> <p>(4) 入場料等の最高額が3,000円以上のとき <u>120パーセント</u></p>						

(5) 入場料等を徴収しないが営利を目的とするとき

150パーセント

3 山陽小野田市に住所を有する者以外の者が使用する場合は、当該使用区分に係る使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。

4 使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間につき当該使用区分に係る基本使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。この場合、1時間未満は、1時間とみなす。ただし、研修室又はスタジオを使用する場合を除く。

5 大ホールの舞台のみを練習の目的で使用する場合は、当該使用区分に係る基本使用料を半額とする。

6 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(5) 入場料等を徴収しないが営利を目的とするとき

150パーセント

2 山陽小野田市に住所を有する者以外の者が使用する場合は、当該使用区分に係る使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。

3 使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間につき当該使用区分に係る基本使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。この場合、1時間未満は、1時間とみなす。

4 大ホールの舞台のみを練習の目的で使用する場合は、当該使用区分に係る基本使用料を半額とする。

5 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2（第5条関係）

附属備品及び備品使用料

区分	品名	回数	単位	使用料	備考
舞 台 関 係 設 備 及	所作台	1	枚	310円	
	平台	1	枚	200円	
	足類	1	枚	50円	
	人形立	1	枚	50円	
	松羽目	1	式	1,590円	
	びょう 金屏風	1	双	1,590円	
	指揮者台	1	台	200円	

別表第2（第5条関係）

附属備品及び備品使用料

区分	品名	回数	単位	使用料 (円)	備考
舞 台 関 係 設 備 及	所作台	1	枚	310	
	平台	1	〃	200	
	足類	1	〃	50	
	人形立	1	〃	50	
	松羽目	1	式	1,570	
	びょう 金屏風	1	双	1,570	
	指揮者台	1	台	200	

び 備 品	国旗・県旗・市旗	1	枚	110円	
	ひな壇用ケコミ	1	式	110円	
	演台	1	式	520円	花台共
	司会者台	1	台	200円	
	指揮者用譜面台	1	台	50円	
	演奏者用譜面台	1	台	50円	
	上敷・ござ	1	枚	150円	
	ダンスマット(リノリ ウム)	1	式	1,100円	
	プレイマット	1	式	1,100円	
	めくり台	1	台	110円	
	高座用座布団	1	枚	200円	
	姿見	1	台	200円	
	雪籠装置 <small>かご</small>	1	式	200円	紙吹雪は別途
	緋毛氈 <small>ひせん</small>	1	枚	200円	
	振り落とし竹	1	式	200円	
バトン	1	本	50円		
音響反射板	1	式	5,330円		
補助椅子	1	脚	30円		
音 響 関 係 設	音響設備	1	式	3,200円	プロセミアム及び カラムスピーカ ー、マイク3本含 む。
	レコードプレイヤー	1	台	840円	

び 備 品	国旗・県旗・市旗	1	枚	100円	
	ひな壇用ケコミ	1	式	100円	
	演台	1	〃	520円	花台共
	司会者台	1	台	200円	
	指揮者用譜面台	1	〃	50円	
	演奏者用譜面台	1	〃	50円	
	上敷・ござ	1	枚	150円	
	ダンスマット(リノリ ウム)	1	式	1,080円	
	プレイマット	1	〃	1,080円	
	めくり台	1	台	100円	
	高座用座布団	1	枚	200円	
	姿見	1	台	200円	
	雪籠装置 <small>かご</small>	1	式	200円	紙吹雪は別途
	緋毛氈 <small>ひせん</small>	1	枚	200円	
	振り落とし竹	1	式	200円	
バトン	1	本	50円		
音響反射板	1	式	5,240円		
補助椅子	1	脚	30円		
音 響 関 係 設	音響設備	1	式	3,140円	プロセミアム及び カラムスピーカ ー、マイク3本含 む
	レコードプレイヤー	1	台	830円	

備 及 び 備 品	テープレコーダー	1	台	1,270円	
	DVD・CDプレイヤー	1	台	840円	
	MD・カセットデッキ	1	台	840円	
	DAT	1	台	1,060円	
	ステージフロントスピー ーカー	1	台	1,060円	
	ステージモニタースピー ーカー	1	台	1,060円	
	電動3点吊りマイク	1	式	1,060円	マイク共
	ワイヤレスマイク	1	本	830円	受信機含む。
	マイクロホン	1	本	520円	
	スタンド(マイク用)	1	本	110円	
舞 台 照 明 関	フレキシブルアダプタ ー	1	本	150円	
	簡易調整卓	1	式	2,130円	カセットデッキ 付、スピーカー含 む。
	小型音響卓	1	式	2,130円	CDデッキ付、ス ピーカー含む。
	フットライト	1	列	520円	
ローアホリゾントラ イト	1	列	1,590円		
アッパーホリゾントラ イト	1	列	2,660円		

備 及 び 備 品	テープレコーダー	1	〃	1,250	
	DVD・CDプレイヤー	1	〃	830	
	MD・カセットデッキ	1	〃	830	
	DAT	1	〃	1,040	
	ステージフロントスピー ーカー	1	〃	1,040	
	ステージモニタースピー ーカー	1	〃	1,040	
	電動3点吊りマイク	1	式	1,040	マイク共
	ワイヤレスマイク	1	本	820	受信機含む
	マイクロホン	1	〃	520	
	スタンド(マイク用)	1	〃	100	
舞 台 照 明 関	フレキシブルアダプタ ー	1	〃	150	
	簡易調整卓	1	式	2,090	カセットデッキ 付、スピーカー含 む
	小型音響卓	1	〃	2,090	CDデッキ付、ス ピーカー含む
	フットライト	1	列	520	
ローアホリゾントラ イト	1	〃	1,570		
アッパーホリゾントラ イト	1	〃	2,620		

係 設 備 及 び 備 品	プロセニウムサス	1	列	2, 130円	
	ボーダーライト	1	列	840円	
	第1・第2サスペンション	1	列	2, 130円	12回路
	第3サスペンション	1	列	2, 130円	8回路
	サイドフロントライト	1	式	1, 590円	
	シーリングスポットライト	1	式	2, 130円	
	ピンスポットライト	1	台	1, 590円	
	スポットライト	1	台	200円	500W
	スポットライト	1	台	310円	1KW
	リクリ	1	台	250円	750W
	小型調光卓	1	台	300円	24ch、スプリッター付
	調光ユニット	1	台	1, 670円	2KW、12ch
	スポットライトセットA	1	式	1, 350円	リクリ2台、PARライト4台、小型調光卓
	スポットライトセットB	1	式	2, 400円	スポットライトセットA及び調光ユニット
	花道フットライト	1	式	310円	
フットライト(8灯)	1	台	520円		
フットライト(4灯)	1	台	310円		
ミラーボール	1	台	840円		

係 設 備 及 び 備 品	プロセニウムサス	1	列	2, 090円	
	ボーダーライト	1	〃	830円	
	第1・第2サスペンション	1	〃	2, 090円	12回路
	第3サスペンション	1	〃	2, 090円	8回路
	サイドフロントライト	1	式	1, 570円	
	シーリングスポットライト	1	〃	2, 090円	
	ピンスポットライト	1	台	1, 570円	
	スポットライト	1	〃	200円	500W
	スポットライト	1	〃	310円	1KW
	リクリ	1	〃	250円	750W
	小型調光卓	1	〃	300円	24ch、スプリッター付
	調光ユニット	1	〃	1, 640円	2KW、12ch
	スポットライトセットA	1	式	1, 330円	リクリ2台、PARライト4台、小型調光卓
	スポットライトセットB	1	〃	2, 360円	スポットライトセットA及び調光ユニット
	花道フットライト	1	式	310円	
フットライト(8灯)	1	台	520円		
フットライト(4灯)	1	〃	310円		
ミラーボール	1	〃	830円		

スモークマシン	1	台	2,130円	オイル別	スモークマシン	1	〃	2,090	オイル別
スタンド、ハンガー類	1	本	50円		スタンド、ハンガー類	1	本	50	
Aセ	エフェクトマシン	1	式	1,060円	Aセ	エフェクトマシン	1	式	1,040
ット	ディスクマシン				ット	ディスクマシン			
	スパイラルマシン					スパイラルマシン			
	リップマシン					リップマシン			
	先玉レンズ					先玉レンズ			
	種板					種板			
Bセ	ボーダーライト	1	式	3,200円	Bセ	ボーダーライト	1	〃	3,140
ット	フロントサイドス				ット	フロントサイドス			
	ポットライト					ポットライト			
Cセ	ボーダーライト	1	式	5,330円	Cセ	ボーダーライト	1	〃	5,240
ット	フロントサイドス				ット	フロントサイドス			
	ポットライト					ポットライト			
	シーリングスポッ					シーリングスポッ			
	トライト					トライト			
Dセ	ボーダーライト	1	式	14,940円	Dセ	ボーダーライト	1	〃	14,670
ット	サスペンションラ				ット	サスペンションラ			
	イト					イト			
	フロントサイドス					フロントサイドス			
	ポットライト					ポットライト			
	シーリングスポッ					シーリングスポッ			
	トライト					トライト			
	アッパーホリゾン					アッパーホリゾン			
	トライト					トライト			

	ローアホリゾン トライト													
Eセ ット	ボーダーライト	1	式	21,350円					Eセ ット	ボーダーライト	1	〃	20,970	
	サスペンションラ イト									サスペンションラ イト				
	フロントサイドス ポットライト									フロントサイドス ポットライト				
	シーリングスポッ トライト									シーリングスポッ トライト				
	アッパーホリゾン トライト									アッパーホリゾン トライト				
	ローアホリゾン トライト									ローアホリゾン トライト				
	ステージスポット ライト									ステージスポット ライト				
そ の 他 の 関 係 設 備 及 び	ピアノ (スタインウェ イ・D274)	1	台	8,530円	調律料は別				そ の 他 の 関 係 設 備 及 び	ピアノ (スタインウェ イ・D274)	1	台	8,380	調律料は別
	ピアノ (ヤマハ・Cー 5E)	1	台	2,660円	調律料は別					ピアノ (ヤマハ・Cー 5E)	1	〃	2,620	〃
	プロジェクター	1	台	1,100円						プロジェクター	1	〃	1,080	
	映写機16m/m	1	台	2,130円	クセノン1KWス クリーン別					映写機16m/m	1	〃	2,090	クセノン1KWス クリーン別
	映写スクリーン	1	枚	1,060円						映写スクリーン	1	枚	1,040	
	スライド	1	台	2,130円	550Wスクリー ン含む。					スライド	1	台	2,090	550Wスクリー ン含む

備 品	OHP	1	台	2,130円	575Wスクリーン含む。
	スクリーン付ホワイトボード	1	台	110円	
	展示パネル	1	台	110円	
	長机	1	台	50円	研修室に備付けの長机は研修室の基本使用料に含む。
	椅子	1	脚	30円	研修室に備付けの椅子は研修室の基本使用料に含む。
	Aセット	1	式	1,590円	
	ボーカルアンプ ギターアンプ キーボードスタンド ドラム				
レクチュアアンプ	1	式	1,060円	マイク3本含む。	
仮設舞台	1	台	310円		
持 込 器 具 類	音響持込器具	1	1K Wに つき	110円	
	照明持込器具	1	1K Wに つき	110円	
	その他持込器具	1	1K	110円	

備 品	OHP	1	〃	2,090円	575Wスクリーン含む
	スクリーン付ホワイトボード	1	〃	100円	
	展示パネル	1	〃	100円	
	長机	1	〃	50円	研修室に備付けの長机は研修室の基本使用料に含む
	椅子	1	脚	30円	研修室に備付けの椅子は研修室の基本使用料に含む
	Aセット	1	式	1,570円	
	ボーカルアンプ ギターアンプ キーボードスタンド ドラム				
レクチュアアンプ	1	〃	1,040円	マイク3本含む	
仮設舞台	1	台	310円		
持 込 器 具 類	音響持込器具	1	1K Wに つき	100円	
	照明持込器具	1	〃	100円	
	その他持込器具	1	〃	100円	

Wに  
つき

備考

- 1 附属設備及び備品使用料は、9時から12時まで(午前)、13時から17時まで(午後)、18時から22時まで(夜間)のそれぞれの時間帯における使用ごとに1回として算定する。ただし、研修室又はスタジオにおいて附属設備及び備品を使用する場合を除く。
- 2 研修室又はスタジオにおいて附属設備及び備品を使用する場合の使用料については、1日につき連続する4時間以内の使用を1回とする。使用時間が連続して4時間を超える場合は、当該超える時間4時間までごとの使用をそれぞれ1回の使用とみなす。ただし、1日につき3回を上限とする。
- 3 この表の使用料には、特別に必要な人件費等は含まない。
- 4 この表に掲げる備品は、本会館内での使用に限る。

別表第3 (第5条関係)

冷暖房使用料 (1時間当たり)

区分	冷房使用料	暖房使用料
大ホール	3,260円	2,600円
ロビー	1,290円	1,040円
小ホール	810円	640円
研修室	270円	160円

備考

- 1 附属設備及び備品使用料は、9時から12時まで(午前)、13時から17時まで(午後)、18時から22時まで(夜間)のそれぞれの時間帯における使用ごとに1回として算定する。
- 2 この表の使用料には、特別に必要な人件費等は含まない。
- 3 この表に掲げる備品は、本会館内での使用に限る。

別表第3 (第5条関係)

冷暖房使用料 (1時間当たり)

(単位：円)

区分	冷房使用料	暖房使用料
大ホール	3,200	2,560
ロビー	1,280	1,020
小ホール	800	640
研修室	270	160

和室	160円	110円
茶室	160円	110円
スタジオ	160円	110円
楽屋1	160円	110円
楽屋2	160円	110円
楽屋3	160円	110円
楽屋4	160円	110円
楽屋5	160円	110円
備考 大ホール及び楽屋1から楽屋5までのいずれか又は小ホール及び楽屋1を同時に使用する場合は、楽屋の冷暖房使用料は徴収しない。		

和室	160	100
茶室	160	100
スタジオ	160	100
楽屋1	160	100
楽屋2	160	100
楽屋3	160	100
楽屋4	160	100
楽屋5	160	100
備考 大ホール及び楽屋1から楽屋5までのいずれか又は小ホール及び楽屋1を同時に使用する場合は、楽屋の冷暖房使用料は徴収しない。		